審査請求人

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 27 年 9 月 25 日付けで提起された、同年 8 月 20 日付け生活 保護法による一時扶助申請に対する口頭による不支給決定処分に係る審査請求について、 次のとおり裁決する。

決

裁划

主文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成27年8月20日付で、処分庁が行った洗濯機、冷蔵庫、テレビ、扇風機、電気毛布及び掃除機(以下「電化製品」という。)の購入費用並びに浴槽撤去費用の支給を求めた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による一時扶助申請に対する口頭による不支給決定処分について不服がある。

処分庁の担当職員は、家具什器を請求人が持っているかどうか確認することなく、 同居人の持っているものを持っていけばいいと述べたが、家具什器については保護 の実施要領の家具什器費のエ「転居の場合であって、新旧住宅の設備の相違により、 最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき」 に該当するものである。

また、請求人は、処分庁の担当職員に 退去しなければならないことを伝えていたにもかかわらず、浴槽撤去費は、家財処 分料に該当しないと決定した。

処分庁が診断会議で決定した処分は、法及び保護の実施要領を遵守したものでな く、その取消を求め、本件審査請求を行ったものである。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成 27 年 8 月 8 日、請求人は、処分庁に対し、法による一時扶助申請書を郵送した。当該申請書には、「敷金、礼金、家賃、仲介手数料、火災保険、引越費用、洗タッキ、冷蔵庫、テレビ、センプウキ、電気毛布、浴槽撤去費、掃除機」と記載されている。
- 2 平成27年8月11日、処分庁は、請求人が郵送した法による一時扶助申請書を受領した。処分庁から提出された弁明書では、同日請求人が来所し、当該一時扶助申請書を提出したとの記載があるが、処分庁から提出されたケース記録及び同年12月15日付で提出された上申書により事実認定する。
- 3 平成27年8月20日、処分庁は、請求人から提出された法による一時扶助申請について診断会議を開催し、敷金、礼金、家賃、仲介手数料、火災保険料及び引越費用の支給を決定したが、電化製品の購入費用及び浴槽撤去費用については、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知(以下「局長通知」という。)に定める支給要件に該当しないため、支給しないことを決定した。処分庁は、請求人に電話し、診断会議の結果を伝え、電化製品の購入費用及び浴槽撤去費用については、口頭による不支給決定処分を行ったが、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により不服申立てをすべき行政庁等の教示を行っていない。
- 4 平成27年9月25日、請求人は、法による一時扶助申請に対する口頭による不支 給決定処分について、高松市長に対し本件審査請求を行った。
- 5 平成 27 年 10 月 13 日、請求人が高松市長に対し提起した本件審査請求について、 処分庁は、行政不服審査法 58 条 1 項の規定に該当すると判断し、同条 3 項の規定 により審査庁にその正本を送付した。
- 6 平成 27 年 10 月 21 日、処分庁は、請求人が同年 8 月 8 日付けで提出した法による一時扶助申請(電化製品の購入費用及び浴槽撤去費用)について生活保護申請却

下通知書を請求人に送付した。

第3 判断

- 1 生活保護の変更申請等については、次のとおり法にその取扱いが定められている。 法 24条3項に「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の 要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知し なければならない。」とあり、同条9項に「第1項から第7項までの規定は、第7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」とある。
- 2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

本件審査請求について、処分庁は、上記第2の4とおり請求人に対し口頭による不支給決定処分を行い、不服申立てをすべき行政庁等を教示しなかったことから高松市長に対し審査請求書が提出された。このため、処分庁は、本件処分が不作為でなく口頭による不支給決定処分であるため、異議申立てをすることができない処分であり、上記第2の5のとおり当該処分が審査請求をすることができる処分であることから、行政不服審査法58条3項の規定により審査庁にその正本を送付した。このことから、審査庁としては、行政不服審査法58条4項の規定により、はじめから本件審査請求が審査庁にされたものとみなして、取扱うものである。

請求人は、上記第2の1のとおり電化製品の購入費用及び浴槽撤去費用の支給を 求めて法による一時扶助申請書を処分庁に提出したものと認められる。

処分庁は、上記第2の1から3までのとおり請求人から一時扶助申請書により電化製品の購入費用及び浴槽撤去費用の支給申請がなされたため、診断会議を開催し、検討した結果、局長通知に定める支給要件に該当しないため、支給しないことを決定した。処分庁は、電化製品の購入費用及び浴槽撤去費用の支給について、法24条9項で準用する同条1項の規定により変更の申請(一時扶助申請)があったときは、保護の要否、程度等を決定し、請求人に対して書面をもつて、これを通知しなければならなかった。

しかし、処分庁は、上記第2の1から3までのとおり診断会議を開催し、電化製品の購入費用及び浴槽撤去費用の支給をしないことを決定し、請求人に対し、口頭でその旨伝えているが、法24条9項で準用する同条3項の規定により書面による通知をしておらず、また、上記第2の5及び6のとおり、本件審査請求がされた時点においても同項の規定による書面による通知がされていなかった。

以上のことから、本件処分は、法に基づき適正になされたと認められず、違法であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法 40 条 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 12 月 22 日

審査庁 香川県知事 浜 田 恵 逍

